

令和6年玄海町議会定例会6月第2回会議会議録

招 集 年 月 日	令和6年1月5日（金曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和6年6月18日午前10時00分			議 長	井 上 正 旦 君
	散 会	令和6年6月18日午前10時18分			議 長	井 上 正 旦 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	谷 丸 直 司 君	○	2	松 本 栄 一 君	○
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○
	7	池 田 道 夫 君	○	8	上 田 利 治 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	井 上 正 旦 君	○
会議録署名議員	9 番	岩 下 孝 嗣 君		8 番	上 田 利 治 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	岩 崎 一 男 君		総 務 課 長	渡 辺 晴 彦 君	
	防災安全課長	日 高 大 助 君		企画商工課長	熊 本 秀 樹 君	
	住民課長兼会計管理者	中 山 昌 直 君		福祉・介護課長	中 山 ふ み 君	
	こども・ほけん課長	黒 田 佐 織 君		農林水産課長	鶴 田 豊 明 君	
	まちづくり課長	鈴 木 博 之 君		生活環境課長	山 口 三 成 君	
	教 育 課 長	加 納 晴 美 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議会事務局長	中 村 大 造		議会事務局書記	渡 辺 健 太	

令和 6 年玄海町議会定例会 6 月第 2 回会議議事日程（第 3 号）

令和 6 年 6 月 18 日 午前 10 時開議

- 日程 1 議案第 24 号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
- 議案第 26 号 令和 6 年度玄海町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 27 号 令和 6 年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程 2 議案第 28 号 玄海町町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する特例条例の制定について
- 日程 3 議案第 29 号 玄海園空調設備等更新工事請負契約について
- 日程 4 意見書案第 1 号 政治への信頼を取り戻すことを求める意見書

午前 10 時 開議

○議長（井上正旦君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（中村大造君）

報告いたします。

本定例会 6 月第 2 回会議に、追加議案として別紙のとおり議案第 28 号から議案第 29 号までの条例の制定 1 件、契約 1 件、以上議案 2 件が町長から提出されております。

次に、意見書案第 1 号が議会運営委員会から提出されております。

以上でございます。

○議長（井上正旦君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 議案第24号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

議案第26号 令和6年度玄海町一般会計補正予算（第1号）

議案第27号 令和6年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（井上正旦君）

日程 1. 議案第24号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第27号 令和6年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの以上4件を一括議題といたします。

本件につきましては、6月10日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、前川和民君。

○予算特別委員長（前川和民君）

おはようございます。

御報告いたします。

6月10日の本会議において予算特別委員会に付託を受けておりました、議案第24号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第27号 令和6年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の以上4件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第24号 玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第27号 令和6年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの以上4件については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上正旦君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第28号 玄海町町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する特例条例の制定について

○議長（井上正旦君）

日程2. 議案第28号 玄海町町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する特例条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

提案理由の御説明を申し上げます前に、今回の不祥事につきまして、議会の皆様また町民の皆様に対しまして、玄海町長としておわびの言葉を申し上げますこととお許しください。

本町の元教育課職員による玄海町スポーツ協会事務経費の横領事件について、令和6年6月7日付で関係職員に対する懲戒処分を行いました。

概要としましては、元教育課職員が事務を担っていた玄海町スポーツ協会の通帳から、当該職員が令和6年4月23日から令和6年5月27日までの間、延べ35回、1日最大8回、合計13日にわたり不正に出金し、156万9,364円を横領したものでございます。

当該職員が5月29日に別の職員にそのことを漏らし、翌5月30日、本人に事情聴取を行ったところ、その事実を認め発覚いたしました。着服した現金は、5月31日に本人が持参し、

全額が返済されております。本事案について、当該職員に対し6月7日付で懲戒免職処分としたところでございます。

また、監督不行届として、担当係長を給料月額の10分の1を1か月減給、担当課長を給料月額の10分の1を3か月減給と同日付で処分を行いました。

その上で、町政に対する信頼を失墜させるとともに、町政運営に混乱をもたらした総括的な管理監督責任として、私と副町長と教育長にも処分を科したいと思っております。

今回の事案は、法令を遵守すべき公務員としての姿勢が明らかに欠落していたものであり、加えて任意団体経理事務取扱の形骸化によるものだと思っております。これらを踏まえ、玄海町任意団体経理事務取扱要綱を遵守し、再発防止に向け現金や書類等のチェック体制の強化を図るとともに、町民の皆様からの失った信頼を一日も早く取り戻すという強い使命感を持って、職員全員が襟を正して綱紀粛正に努めてまいります。改めて、町民の皆様に対し心よりおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、議案第28号 玄海町町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する特例条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由としましては、町長、副町長の本年7月分の給料月額をそれぞれ10分の1ずつ減額し、教育長の本年7月分、8月分の給料月額を10分の1減額するため特例条例を制定するものでございます。条例の内容としましては、玄海町町長及び副町長の諸給与条例第3条第1項の規定に関わらず、同条例別表に規定する給料月額を町長、副町長においては令和6年7月1日から同月31日までの間、10分の1を乗じて得た額を減じた額として、教育長については令和6年7月1日から令和6年8月31日までの間、10分の1を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号 玄海町町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する特例条例の制定については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上正旦君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程3 議案第29号 玄海園空調設備等更新工事請負契約について

○議長（井上正旦君）

日程3. 議案第29号 玄海園空調設備等更新工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第29号 玄海園空調設備等更新工事請負契約につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年5月31日、条件付一般競争入札に付した玄海園空調設備等更新工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的としましては、令和6年度電源立地地域対策交付金（基金）事業玄海園空調設備等更新工事でございます。

2、契約の方法は条件付一般競争入札による契約でございます。

3、契約金額は2億6,400万円でございます。

4、契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字今村6723番地、小野・大西工業工事共同企業体、代表者 株式会社小野建設玄海支店 支店長 稲葉由美氏でございます。

5、工期につきましては、議会議決の日以降で町が指定する日から、360日間としております。

6、支出科目は、一般会計、3款民生費、1項社会福祉費でございます。

また、この工事の入札参加業者につきましては、計２者の入札参加がありました。会社名としましては、１、小野・大西工業工事共同企業体、２、岸本・佐電工建設工事共同企業体の計２社でございました。

今回の落札額は、税抜きで２億４,０００万円でございます。なお、予定価格に対する落札率は９７．７８％でございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２９号 玄海園空調設備等更新工事請負契約については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上正旦君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程４ 意見書案第１号 政治への信頼を取り戻すことを求める意見書

○議長（井上正旦君）

日程４．意見書案第１号 政治への信頼を取り戻すことを求める意見書についてを議題といたします。

提出者であります議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、宮崎吉輝君。

○６番（宮崎吉輝君）

意見書案第1号 政治への信頼を取り戻すことを求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

政治資金パーティーに関する収入の一部が政治資金収支報告書に記載されていなかったことや議員側にキックバックし、議員側も収支報告書に記載していないことが判明いたしました。そのため、政治資金規正法違反として立件された事案やいわゆる裏金疑惑が指摘されている事案が連日報道され、国民の間に政治に対する不信感が広がっております。

政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保することにより、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としております。

しかしながら、この法の趣旨から逸脱した政治資金の取扱いが指摘され、政治の在り方さえも問われている今回の事態は地方議会としても看過できず、誠に遺憾と言わざるを得ません。

今国会におきまして、政治資金規正法の改正が議論されているところではございますが、改正法の実効性を早急に確保することと裏金問題の再発防止及び政治に対する国民の理解と信頼回復に向け、真摯に取り組むよう強く求めるものであります。

この意見書が採択されましたならば、額賀福志郎衆議院議長、尾辻秀久参議院議長、岸田文雄内閣総理大臣、松本剛明総務大臣、小泉龍司法務大臣に提出したいと考えております。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をよろしくお願いいたします。

○議長（井上正旦君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上正旦君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号 政治への信頼を取り戻すことを求める意見書については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上正旦君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会 6 月第 2 回会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、令和 6 年玄海町議会定例会 6 月第 2 回会議はこれにて散会いたします。お疲れさ
ました。

午前10時18分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員